

田原本町議会会議録目次

○12月2日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（12月2日から6日までの5日間）	1-5
会議録署名議員の選出（森 良子、古立憲昭、西川六男君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
報 第 5号 町長の専決事項の指定についての報告（報 告）	1-5
請 願 中学校給食の早期実施を求める請願	1-6
同 第 3号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-8
同 第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること について（同 意）	1-9
同 第 5号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-11
発議案の一括上程（発議第8号より発議第11号までの4議案について）	1-13
趣旨説明	1-14
質 疑	1-17
討 論	1-19
採 決	
発議第8号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（原案可決）	1-23
発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書 （原案可決）	1-23
発議第10号 安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書 （否 決）	1-24
発議第11号 特定秘密保護法に反対する意見書（否 決）	1-24

報第 6号 平成24年度田原本町健全化判断比率の報告（報告）	1-24
報第 7号 平成24年度田原本町資金不足比率の報告（報告）	1-24
議案の一括上程（議第50号より議第59号までの10議案について）	1-26
上程議案の委員会付託について	1-29
散会（午前11時16分）	1-29

平成25年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年12月2日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	鍬 田 芳 嗣 君
会計管理者	奥 山 佳 延 君	選挙管理委員会 事務局長	吉 田 悦 治 君
農業委員会 事務局長	笹 岡 吉 久 君		

平成25年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月2日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報 第5号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○請 願 中学校給食の早期実施を求める請願

・趣旨説明

○同 第3号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について

・提案理由の説明

・採決

○同 第5号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第8号より発議第11号までの4議案について）

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報 第6号 平成24年度田原本町健全化判断比率の報告

○報 第7号 平成24年度田原本町資金不足比率の報告

○議案の一括上程（議第50号より議第59号までの10議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成25年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。師走に入り公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年は気候変動の影響もあって各地で集中豪雨による災害や被害が起こり、また東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故による影響もまだまだ続いているところでございます。

このような中、年末を控え、依然として社会経済は厳しく不安定な状況にあります。本町におきましても今後厳しい財政運営が強いられることが予測されておりますが、現在来年度を見据えた事業の取り組みを行い、平成26年度の予算編成を行っているところでございます。今年度の事業の検証と反省のもとに来年度の取り組みが前進したものとなるよう、さらなる町の発展を目指してまいりたいと考えているところでございます。

今期定例会におきましては、15議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日より6日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は6日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

4番、森議員、5番、古立議員、6番、西川議員、以上3名の方にお問い合わせ申し上げます。

現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る8月26日、9月25日、10月25日、11月25日に、議会選任委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する7月31日、8月31日、9月30日、10月31日現在の出納状況について現金出納検査を実施したところ、検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

報第5号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第5号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約2件と損害賠償額の決定の1件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。

続きまして、日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

請願 中学校給食の早期実施を求める請願

○議長（辻 一夫君） 今期定例会までに受理いたしました請願1件はお手元に配付のとおりでございます。この際朗読を省略いたしまして、紹介議員の趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

中学校給食の早期実施を求める請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、中学校給食の早期実施を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

学校給食とは、身体の発育時にある生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、このことにより生徒の健康の増進、体位の向上を図るものである。また、教

育の場である学校で食事を一緒にとれるようにすることであり、このことにより学校生活を豊かにするとともに良き食習慣を身につけさせ、また好ましい人間関係を育成する等、教育効果を高めるものである。

学校給食の目標。

- 1、適切な栄養の摂取による健康の増進を図ること。
- 2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3、学校生活を豊かにし、明るい社交性、及び協同の精神を養うこと。
- 4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。

食に関する指導の目標。

- 1、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 2、心身の成長や健康の保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。
- 3、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。
- 4、食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を育む。
- 5、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。
- 6、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

以上のように文科省の指導方針が決まっている。

学校給食法第5条は「地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。」となっております。

本件の法律を本町はどう判断されているのか。県下では愛情弁当論は本町のみとなりました。そのままで良いのですか。

最近では、神戸市でも愛情弁当論は限界となり実施に向け検討段階になりました。

本町のお母さんもほとんどお仕事されています。多くの保護者の切実な願いを実現できるように、町の未来を背負って大きな、大きな宝となる中学生の健康な身体成長を願って給食を実施してください。

本町は、奈良県では中央部に属して通勤・通学に利便性があり、転居希望が少なくありません。しかし、中学校給食がないと分かれば尻込みする状態です。

人口増のためにも議会として、議員の皆様よろしくご賛同していただきますようお願いいたしまして、中学校給食の早期実施を求める請願の趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、中学校給食の早期実施を求める請願についての趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。本請願については総務文教常任委員会に付託いたしまして審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、本請願は総務文教常任委員会に付託して審査を願うことにいたします。

同第3号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 同第3号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは朗読いたします。

同 第3号

監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年12月2日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字阪手685番地の15

氏 名 ^{いの}井 ^{うえ}上 ^{よし}喜 ^{かず}一

生年月日 昭和22年4月6日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第3号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は識見を有する監査委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字阪手685番地の15、井上喜一氏、昭和22年4月6日生まれを適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、井上喜一君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第3号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、井上喜一君に同意することに決しました。

同第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 続きまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは朗読いたします。

同 第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年12月2日提出

田原本町長 寺田典弘

住所 田原本町大字千代737番地

氏名 ^{ひがし}東 ^{ぐち}口 ^{たけし}豪

生年月日 昭和25年12月5日

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字千代737番地、東口豪氏、昭和25年12月5日生まれを適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、東口豪君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、東口豪君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（教育委員長 森章浩君 退席）

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

同第5号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を
求めることについて

○議長（辻 一夫君） 続きまして、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは朗読いたします。

同 第5号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年12月2日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字八田258番地の1

氏 名 もり 森 あき 章 ひろ 浩

生年月日 昭和50年6月15日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字八田258番地の1、森 章浩氏、昭和50年6月15日生まれを適任者として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、森 章浩君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 町長は適任者として再任したと説明されました。どの辺が適任者なのかなということが分かりませんので、私の考えを述べさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条には「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」と服務規定が決められています。

この点で、森さんは昨年年第4回定例会で、私が「県の選挙説明会でお見かけしましたね」と尋ねたところ「議員ご指摘がありましたように、その場でお会いさせていただきました」と認められました。

そのときは『ただ、あの場は非公開であり、非公表であると私は認識しております。ですから非公表の欄にマルを付けさせていただきます、名前等は伏せさせていただきますというのを、その場で選管にも申し上げております。それがこの場でちょっとオープンになること自身、私はちょっと理解できないと思っております。それとあと選挙管理委員会に聞かせていただいたところ、こういう公職の場でありながら行かせていただいて良いかということでありましたら、「それは政治運動に当たらないので結構です」という返答もいただいておりますので、私は政治活動には当たらないと認識しております。』と答弁されました。

選挙説明会を非公開にするという約束は選挙管理委員会との間だけの約束でありまして、参加者には何の拘束もない。これは常識の範疇だと思うのです。その点では、選挙活動は政治活動の中心的な活動です。しかも政党の代表として、選挙事務所の代表して選挙説明会に参加することは、先ほど言いました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項には「委員は、政党その他の政治的団体の

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」に抵触すると私は考えます。しかも、選挙管理委員会に聞いたから大丈夫だという答弁は、やはり教育者としては問題があるんじゃないかと。やはり自ら考え、自ら判断する。そういう立場で教育委員という役割をやはり果たしていただかないと、それは田原本町の子どもの教育にはマイナスになると私は考えます。

教育委員として基本的な認識さえ持っておられない方は、本町の子どもの成長、教育に責任を負う教育委員にふさわしくないとしますので、私は同意できません。

○議長（辻 一夫君） ただいま異議の申し出がありました。よって、採決を行います。同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数であります。よって、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、森 章浩君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（教員委員長 森 章浩君 着席）

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

発議案の一括上程（発議第8号より発議第11号までの4議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第8号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書から発議第11号、特定秘密保護法に反対する意見書までの4議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第8号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書から発議第11号、特定秘密保護法に反対する意見書までの4議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第8号より発議第11号までの4議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々の提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第8号については、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」が昨年8月に成立して、そして、明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をいたしております。法律では更に平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

この消費税には、低所得者ほど負担感が増す逆進性の問題があります。それを和らげる対策が必要であることは、もう皆様方もご承知だと思います。この逆進性の緩和策の一つが軽減税率でございます。食料品などの生活に欠かせない商品やサービスを対象に、標準税率より低い税率を運用する仕組みでございます。低所得者対策として決定しております現在の簡素な給付措置もございますが、これは一度限りの措置であり対象も限定的でございます。

一方、軽減税率は低所得者だけでなく、消費の多い子育て世帯を含めた中間所得者層に幅広く恩恵が及びます。だからこそこの軽減税率の導入が必要だと私自身も考えております。ヨーロッパを見ますと、ドイツ、フランス、イギリスにおいては付加価値税が20%前後課せられております。しかし、食料品に関しての税率は

5%から0%と、かなり低く抑えられております。そして食料品や水道、新聞、国内旅客輸送などが軽減税率の対象に設定されています。軽減税率は欧州で実績のある制度であり、日本においても十分実行可能だと思います。

ご承知のように消費税が恒久的な税制である以上、逆進性への対策も恒久的にしてあげるのが筋だと思います。マスコミ各社の世論調査では国民の7割が軽減税率の導入を求めています。こういった意味からにおきましても、低所得者対策、また消費税による負担を軽減するためにも、ぜひともこの意見書に述べさせていただきました消費税の軽減税率制度の導入を早期に求めるものでございます。

以上、各議員におかれましては、この趣旨を十分ご理解いただきまして賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第9号から発議第11号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは、まず最初に発議第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

長寿世界一を誇る日本の医療は医師・看護師などの懸命な努力によって支えられてきました。しかし、医療現場は長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなど、医師や看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人員不足となっています。看護師は今年約4万人不足していると言われています。そんな中、夜勤明けに日勤をする病院があります。また夜勤を16時間と設定して現状カバーしている病院も多数あります。看護師不足で患者の受け入れを断らざるを得ない状況もあると伺っています。安心して医療を受けることができる状態ではありません。これは大変な状況です。国もこの状態を改善するために通知を発揚していますが、実際の効果は上がっていません。医師も同様に不足しています。

今、国に対して大幅な予算もつけて医師・看護師等を実際に確保する対策を実施するよう求めることが大切です。地域医療を重視することにつながります。ぜひ声を上げていきましょう。

次に発議第10号、安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

介護の社会化を目指して介護保険制度が始まりました。その後、2005年介護予防重視に転換しました。要支援者が要介護状態にならないよう、要介護状態になるのが少しでも遅くなるよう要支援者へのサービスが重視されてきました。特に認知症の場合、早期に専門職員がかかわることが重要とされています。

今回の厚生労働省社会保険審議会介護保険部会では、要支援者軽視の議論がされていると伝えられています。今回検討されている要支援者への訪問介護と通所介護の保険外しは、要支援者の主要なサービスを取り上げるものです。

一人暮らしで軽いうつ状態の女性は「一人だと何もする気がしません。でもヘルパーさんが来てお掃除をしていただくと、私も庭をいじったり、玄関を掃いたりしようという気持ちになります。作業の合間に少しでもお話することが楽しみ、お料理も教えていただいて、とても頼りになります」と話されていました。

訪問介護は単なる家事ではありません。要支援者に生きる喜びを与える専門職としての介護サービスです。ボランティアでは十分なサービスを補えません。このサービスを削減すると介護予防の実態がなくなります。これまで定着してきた介護予防充実施策を更に広げ、安心して介護を受けられる、いつまでも自分らしく生きられる環境をつくりたいと願っています。国が責任を持って現状の介護保険制度を維持し、発展されることを求めていきましょう。

その保証として、国が責任を持って介護職員の収入を確保することも求めるものです。ご一緒に声を上げていくことを求めるものです。

続きまして発議第11号、特定秘密保護法に反対する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

先月、衆議院で特定秘密保護法案が強行採決されました。多くの国民が反対の声、危惧の声を上げておられる中での暴挙に抗議の声が広がっています。福島で公聴会を開かれ、反対の意見を表明された浪江町の馬場^{ばば}有^{たもつ}町長は「福島の公聴会の翌日に採決するとは、私たちの話を聞いたのは単なるパフォーマンスだったのでしょうか。非常に残念、余りにも拙速です。隠されている情報を内部告発などで明らかにしていくことは大切なことで、そういう情報が流れなくなったら正確な情報が入ら

なくなります。政府にとって都合の良い情報と悪い情報に分けられ、都合の良いものしか流されなくなる。情報公開こそされるべきです。我々被災者として言えば、政府が優先的に取り組むべきことは秘密保護法ではなく、子ども被災者支援法の基本方針の中に、自主避難者も支援対象にすること、医療の無償化を盛り込み充実することです」と呆れかえっておられます。

特定秘密保護法案では、曖昧な要件で政府が特定秘密を指定し、国民には知らされないこと、国会に情報が提供される場合でも秘密会を強要され、国民に知らされることはありません。その結果、特定秘密はチェックされません。国民の知る権利を侵害します。特定秘密漏えい教唆、扇動した場合、処罰されます。国民も処罰の対象です。処罰するために、電話、インターネットなど国民の通信はすべて盗聴されます。

同僚議員の皆さん、たとえ政治的立場が違って、憲法の原則である基本的人権の保証、三権分立などを侵害する内容を含んでいる特定秘密保護法制定に反対の声を上げましょう。本意見書に賛同されることを求めるものです。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々提出者よりの趣旨説明に対し質疑を許します。

まず発議第8号についての質疑ございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 消費税法の一部を改正する法律というのが昨年決まりました、その中では消費税を8%に上げる、10%に上げることが決まりました。ただ、その附則に「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」ということが入っています。その点では、今は8%への値上げを首相は宣言されましたけれども、10%の値上げというのは、まだ宣言されていないと。その点では、今回の意見書は10%に値上げすることを前提にしているんじゃないかという思いがするのですね。その点では、その10%に上げることを前提として軽減税率を導入せよと。それとも実際の経済状況がどうなるかということ判断するということも踏まえながら、この意見書が出ているのかというところを聞かせていただきたいのです。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） はい、お答えいたします。

どちらにいたしましても、昨年8月に関連法案が成立して、8%から10%に

上がっていくことが決定いたしておりますので。確かにおっしゃるように附則がございます。附則の部分はね。それが附則の部分で10%をやめるということになったら、これは大変結構なことだと思いますけれども、これは分かりません。そのときの経済情勢の判断ですから。決まってから、こういう意見書を出していても遅いと思います。来年の今頃には、もうこれは決まっているわけです。附則に関しては安倍総理が決定すると思いますので。やはりそれよりも前にきちっと方向性、私どもはこういう意見ですよという、こうなったときには、こうですよということをやはり言うていくことが大事だと思います。そういう意味において、これを提出させていただきました。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 軽減税率の適用は消費税を10%に引き上げるときに軽減税率制度を導入するということになっているのですね。ですから今の話では10%への引き上げが前提ですよ。ところが、もし軽減税率制度を作れということ意見を出して、経済情勢が悪いからやめておくよということになったら、軽減税率は運用されないということになると思いますけれども、その点はどうか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） おっしゃるとおり、消費税がしないということになれば軽減税率は導入されません。おっしゃるとおりです。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。はい、4番、森議員。

○4番（森 良子君） 低所得者のための対策という観点で言うておられると思いますが、それだったら消費税増税を中止せよというふうには、はっきり言うのが筋じゃないかなと思いますが、その点はどうか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 低所得者対策だけではなくて、やはり先ほど述べましたように、消費の多い子育て世帯を含めた中間所得者層に影響が掛かると思いますので、これを提出させていただきました。

それと、消費税云々というのは、私が出している意見書とは全く別問題だと思います。これはあくまでも軽減税率制度の導入を求める意見書でございますので、その辺ご理解のほどよろしく願いいたします。

- 議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（辻 一夫君） 次に、発議第9号について質疑ございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（辻 一夫君） 次に、発議第10号について質疑ありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（辻 一夫君） 次に、発議第11号について質疑ございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。
（9番 吉田容工君 登壇）
- 9番（吉田容工君） それでは発議第8号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書について反対の討論をさせていただきます。
消費税法等の一部を改正する法律は、昨年8月10日成立しました。この法律には附則が書いてありまして、「この法律の公布後、消費税率引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引き上げに係る改正時点のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」ということが書かれています。
安倍総理が来年の4月に消費税を8%に引き上げることを発表してからも、勤労所得の伸び率はマイナスで推移しています。働く人の収入が減ると個人消費が落ち込み、経済成長率は鈍化します。消費税法等の一部を改正する法律には、「平成23年度から平成32年度の名目の経済成長率で3%程度、実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づける」という条件がついています。そして、消費税を値上げするときは経済状況等を総合的に判断して値上げの停止を含め、措置を講ずると明記されています。経済成長が思わしくなかったら消費税の値上げをしないと書かれています。
来年の4月、8%値上げ時でも経済の失速が危惧されています。10%への引き

上げは、ですから法律には期日は書いていますが、まだ引き上げは決まっていませんし、このままでいくと値上げの条件を満たさないことが十分想定されます。

そんな中、軽減税率を導入するよう求めるこの意見書が10%への値上げを当然視していることは、日本の経済状況を楽観視しているのではないかと判断しています。来年の4月以降の景気の落ち込みは避けがたい中、10%に値上げを容認するのではなく、経済の失速を避けるため消費税の値上げの中止を求めることが必要ではないでしょうか。消費税率10%の値上げは日本の景気の底を抜く可能性があります。軽減税率の導入ではなく、10%への値上げを阻止することこそが必要であると考えますので、本件意見書に反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかに反対者の討論はございませんか。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 発議第11号、特定秘密保護法に反対する意見書に対して反対の意見を述べさせていただきます。

日本を取り巻く国際情勢は混沌としており緊迫しております。北の核の脅威、アメリカは本当に日本を守ってくれるのでしょうか。疑問であります。尖閣の問題、中国は最近空軍が防空識別圏を設定し、空も海も緊迫しています。第2次オバマ政権も明らかに政策が変わり軍縮に進んでおります。今までのような世界の警察ではなくなりつつあります。サウジアラビアもアメリカ離れ、フランスやヨルダンと組むようになっております。またTPPでは、オバマ大統領が欠席し、アジアに大きな空白をつくっております。

本法案は、我が国国益を守るための安全保障、外交などでの運用を限定して、行政機関の長が特定秘密を指定し、漏洩した公務員などに対して最長10年の懲役を課すものであります。

秘密保護法の必要性は前々から指摘されてきましたが、近年のICT化、情報通信技術の進展により、秘匿すべき情報漏洩のリスクはますます高まっています。秘密保護法制がなければ同盟国から我が国の安全保障上、必要不可欠な情報を適時適切に得ることはできません。報道の自由、取材の自由が問題となりますが、様々な対応の取材が許容されることも大臣の答弁で確認されています。生活の安全や安心が守られなければ経済成長を成し遂げたとしても元も子もありません。経済再生に

よる豊かな暮らしは日常生活の安全が確立されてこそ実現します。戦後68年が経ち平和が当たり前のようになった日本ですが、外に目を移すと多くの脅威が存在します。安全保障は国の根幹であります。

ただ、特定秘密保護法案について、理解は十分に深まっておらず、あたかも知る権利が侵害されるということで誤解を招いております。特に秘匿が必要な特定秘密が漏洩されることが、いかに日々の安全を脅かすものであるか、国会審議を通じて明らかにされなければなりません。

総理は毎年指定解除、適正評価の実施状況を有識者に報告し、意見を聞かなければならないとしております。ルールに基づく形が必要であり、知る権利を保障することも重要なことでもあります。十分な国会審議を通じ法案成立が必要です。よって、反対する意見書には反対であります。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかに反対者の討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善、大幅増員を求める意見書に賛成討論させていただきます。

奈良県地域医療等対策協議会で次のように言っておられます。

「奈良県に生まれ、成長し、働き、やがて老後を迎え人生を終わるまで、その時々において必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられる権利が必要である。

しかし、近年の自治体の厳しい財政状況、急速な少子高齢化の進行、生活習慣病などをはじめとする疾病構造の変化など、医療、介護、福祉を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

特に、医師、看護師等の不足による医療機能の低下は、地域の医療提供体制はもとより、介護、福祉の分野にも大きな影響を及ぼしており、限られた医療資源の効率的な活用を図るとともに、医療施設等の機能分化や適切な連携と協働の上に本県の医療提供体制の整備を推進することが必要である。」とされています。

人の命を助けたいと高い志を抱いて医師や看護師、介護職員などになっても、厳しい労働環境では働き続けることはできません。私の息子の嫁も独身のときは、大きな病院に勤めていましたが、結婚、出産すると「夜勤のあるところでは働けない」と退職いたしました。増員、労働条件、夜間保育など労働環境が充実していないと、私たち患者の健康、命が守れません。

この意見書に各議員の皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書に賛成討論をいたします。

現在の日本は高齢化社会ですが、急に高齢者が増えたわけでもなく、人は1年で1歳、平等に老いていくものです。それは当たり前のことで、以前から分かっていることです。

にもかかわらず、このたびの介護保険制度の見直しの要支援者からの介護保険給付の取り上げの中身は本当にひどいものです。

訪問介護を担うホームヘルパーの援助は単なる家事の代行ではなく、利用者との人間関係を築きながら生活援助を行い、生活への意欲を引き出す専門職です。また、軽度といっても認知症の初期症状や体の不自由さ、疾病など様々な生活の困難を抱えている中で、ヘルパーなどの専門家の援助を受けることで、何とか在宅での生活を維持しています。

特に認知症の人は初期に専門的なケアがなければ重度化、重症化し、地域生活の破綻も招きかねません。要支援者からの介護給付の取り上げは自立支援どころか、150万人の高齢者から命綱を取り上げることとなります。要支援者のサービスは、これまでどおり介護保険で行うべきです。

また、私の知り合いの30代の男性は、介護の仕事をしていましたが「安い給料でとても生活が成り立たない」と辞めてしまいました。とても気持ちの優しい人で、お年寄りから随分慕われ、本人も天職と思い、張り切って働いていたのですが、転職を余儀なくされてしまいました。

彼のように経済的理由で辞めざるを得ない人はたくさんいると思います。介護保険財政への国庫負担を増やして、職員の処遇改善などを行うことが必要です。その

ために、この安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書に各議員のご賛同をどうかよろしく願いいたします。

次に、特定秘密保護法に反対する意見書に賛成討論をさせていただきます。

日本の行方を決定してしまう大変な法案をわずか2週間で衆議院を通過させてしまい、今、参議院で審議されていますが、審議が進むほど、その危険性が明らかになっています。

戦後生まれの私ですが、1941年に制定された国防保安法とそっくりなものには本当に驚きました。何が秘密なのかがはっきり分からず、それを誰が指定するのかと言えば、国防保安法では「大臣又は会議の長」とされているが、秘密保護法では「行政機関の長」（外務大臣、防衛大臣）と同じです。また「情報漏洩、管理を害する行為による取得」（短期収集）、そして未遂や過失も対象にすることなど同じで、まさに戦前と同じではないですか。

国がしていることを知らない。国民の目、耳、口を塞いでしまう、この法律にはジャーナリスト、テレビキャスターなど、多くの国民から反対の声が上がり、慎重審議をすべきという声は8割にも上っています。しかし、拙速すぎるこの法案の狙いは、海外で戦争をする国づくりであることは明らかになってきています。平和を願う国民への裏切りであり、決して許してはならない法案です。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（辻 一夫君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第8号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第10号、安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第11号、特定秘密保護法に反対する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

報第6号 平成24年度田原本町健全化判断比率の報告

報第7号 平成24年度田原本町資金不足比率の報告

○議長(辻 一夫君) 続きまして、報第6号、平成24年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第7号、平成24年度田原本町資金不足比率の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第6号及び報第7号の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第6号及び報第7号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成25年田原本町議会第4回定例会に提出いたしました議案のうち、報告事項について概要の説明を申し上げます。

報第6号及び報第7号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であったため該当いたしません。

次に、実質公債費比率8.3%、将来負担比率51.8%となりました。前年度と比較いたしますと、実質公債費比率は公債費が減少したことなどから1.8ポイント、将来負担比率は町債残高の減少や財政調整基金等の残高の増加などから11.4ポイント、それぞれ減少しております。

これら健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないので該当せず、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

報第6号、平成24年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第7号、平成24年度田原本町資金不足比率の報告については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（議第50号より議第59号までの10議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第4号）より、議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの10議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第4号）より、議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの10議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成25年田原本町議会第4回定例会に提出いたしました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算額は2億7,039万1,000円の増額で、予算総額は106億4,586万6,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず歳出予算のうち人件費に係るものとして、特例措置による給与減額及び職員の配置に伴う過不足の調整を図るなど4,510万円を減額するものでございます。

続いて、人件費を除くものとして、総務費2億7,100万円の増額は、決算で生じた剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるものと、ふるさと応援寄附の増に伴う基金積立と寄附に対する御礼の品に要する経費及び防犯灯設置補助金でござい

ます。

民生費 4, 276 万 1, 000 円の増額は、障害者自立支援介護訓練等給付費や障害児通所給付費などの実績による増が見込まれるためと、精算に伴う国庫支出金の返納金及び国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

教育費 173 万円の増額は、史跡地の活用と遺跡の保存を目的とした唐古・鍵遺跡保存管理計画の策定に要するものでございます。

財源については、国・県支出金、寄附金及び繰越金でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、老人福祉センターの3年間の指定管理料 7, 492 万円と、子ども子育て支援に係る電子システム構築業務委託料で 972 万円、並びに唐古・鍵遺跡保存管理計画策定業務委託料の 327 万円で、それぞれ限度額等を定めるものでございます。

次に、議第 51 号、平成 25 年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正予算額は 4, 247 万 9, 000 円の増額で、予算総額は 35 億 5, 576 万 2, 000 円となります。

補正の内容といたしましては、歳出は療養給付費の精算に伴う国庫支出金返納金でございます。また、財政安定化支援事業費などの確定により、繰入金を増額し国民健康保険税の減額により歳入区分の変更をし、調整を図るものでございます。

財源については、繰越金でございます。

次に、議第 52 号、平成 25 年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正予算額は 88 万円の増額で、予算総額は 22 億 2, 670 万 7, 000 円となります。

補正の内容といたしましては、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の自立支援を推進するために、医療・介護の専門家などで構成する地域ケア会議や研修会などの実施に要するものでございます。

財源については、国庫支出金でございます。

次に、議第 53 号、田原本町子ども・子育て会議条例につきましては、平成 24 年に制定されました、子ども・子育て支援法に基づき、本町におきます子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する合議制の機関として、田原本町子ども・子育て会議を設置

することに伴い、条例を制定するものでございます。

次に、議第54号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、し尿汲み取りの基本料金及び手数料に改正後の税率100分の108相当率を乗じて得られた額に改めるものと、条文整備を行うものであります。

次に、議第55号、田原本町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、給水申込金及び水道料金に改正後の税率を加算して得た額に改めるものと、条文整備を行うものでございます。

次に、議第56号、金剛寺井堰地区ゴム引布製袋体更新工事請負契約締結につきましては、金剛寺及び大網地内の曾我川に設置しておりました金剛寺井堰の袋体について、平成20年5月の河川の急激な増水により破損したゴム引袋体の更新工事を行うもので、契約金額6,042万4,920円で、大阪府大阪府中央区谷町5丁目3番17号、丸島産業株式会社 取締役社長 荻野英彦と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第57号、指定管理者の指定につきましては、田原本町老人福祉センターの指定管理者に、奈良県橿原市八木町1丁目8番15号の阪神管理サービス株式会社 代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第58号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更及び議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合の構成団体でなくなり、当組合を組織する市町村及び組合の数が減少することとなり、それに伴い規約の一部を変更する必要があるため、それぞれ、地方自治法第286条第1項の規定により、奈

良県知事に許可を受けることについて、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げました。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、町長の提案理由の説明を終わります。

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長をもって朗読させます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは委員会別付託議案を朗読いたします。

議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、各常任委員会並びに唐古鍵遺跡整備検討特別委員会。

議第51号、平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議第57号、指定管理者の指定についてまでの7議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第58号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について及び議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についての2議案につきましては、総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時16分 散会